

# 皆さんのまちづくり活動を応援します

## ・・・「愛荘町まちづくり活動支援事業補助金」・・・

町では、豊かで活力あふれ魅力あるまちづくりを進めるため、さまざまな分野において町民の皆さんが、自発的・主体的に取り組まれるまちづくり活動に対し、補助金を交付しまちづくりに積極的にご参加いただくよう支援を行っています。

今年度の補助金交付を希望される団体は、応募書類に必要事項を記入いただき、期限までに提出してください。みなさまの積極的なご応募をお待ちしています。

### ■ 募集内容

町内において、福祉・防災・環境・国際交流・教育および文化等様々な分野において、自ら主体的に取り組むまちづくり活動。

### ■ 応募資格

町内に活動拠点があり、ボランティア活動などの非営利の活動をしている5人以上の団体で、その半数以上が町内に在住、在勤又は在学している活動団体とします。町内で行う事業で、町民の誰もが自由に参加できる活動であれば、活動の規模やテーマは問いませんが、宗教・政治に関するものは除きます。

### 《対象とならない活動は》

- 国、県、町及び公益法人が実施する他の財政的支援を受けている事業、又は受ける予定の事業
- まちづくり活動の主たる効果が町外で生じる事業
- 活動の構成員に制限がある事業  
例えば ある区・自治会の構成員の人のみが活動しておられ、他の区・自治会の人が入れないような活動については、この補助金の対象となりません。

### ■ 補助金額は

- 一団体、当たり10万円を限度とします。
- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てします。
- 補助金の交付は、同一事業につき3年を限度とします。

### ■ 応募方法

平成26年8月25日(月)までに総合政策課へ応募書類を提出してください。

応募書類は、役場総合政策課(愛知川庁舎2階)にお越しいただくか、下記URLからダウンロードしていただけます。

URL：[http://www.town.aisho.shiga.jp/pdf/soumu/14\\_matizukurihojo.pdf](http://www.town.aisho.shiga.jp/pdf/soumu/14_matizukurihojo.pdf)

### ■ 審査方法

申請書により、愛荘町まちづくり活動支援事業補助金審査会が書類審査し、その審査結果に基づき町長が交付決定します。

### ■ 問合せ先・申し込み等

愛荘町役場 総合政策課(愛知川庁舎2階)

TEL 0749-42-7684 fax 0749-42-6090

E-mail [seisaku@town.aisho.lg.jp](mailto:seisaku@town.aisho.lg.jp)

